

甘味資源作物生産性向上緊急対策事業のうち
砂糖製造業等生産性向上整備事業（分みつ糖工場生産性向上整備事業）
審査基準

分みつ糖工場生産性向上整備事業については、以下の1及び2の観点で応募主体から提出された申請書類の審査を行い、補助金等交付候補者を決定することとする。

1. 事業の効果

事業実施計画書の優先順位付けについては、次の指標により事業の効果をポイント化し、ポイントの高い順に優先させる。

合計ポイントの算定に当たっては、類別1及び2のポイントを合計するものとする。

なお、合計ポイントが等しい事業実施計画書があった場合は、事業実施計画書における事業費に対する成果目標の効果が高い事業実施計画書を上位とする。

分みつ糖工場効率化に係るポイント

項目	類別	達成すべき基準及びポイント
達成すべき成果目標基準及びポイント	1	<ul style="list-style-type: none"> ・労働生産性を2%以上向上 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・10ポイント 8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
成果目標に対する現況値ポイント	2	<ul style="list-style-type: none"> ・過去5年間における労働生産性の平均と比較して1%以上高い 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

2. 事業内容及び応募主体の適格性等

①事業実施計画書の妥当性、②申請経費の妥当性、③応募主体の適格性について、担当職員が取りまとめた所見を参考とし、選定審査委員が採択候補となり得るか否か総合的に判断する。